

令和7年度 第2回国分寺市介護保険運営協議会 会議録

令和7年8月26日(火)
午後6時30分～7時45分
会議室201

協議会次第

- 1 開会
- 2 議題
 - ① 地域密着型サービス事業所の指定について（資料1、2）
- 3 報告
 - ① 国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に向けた各種基礎調査について（資料3）
 - ② 令和6年度介護保険事業決算報告について（資料4）
 - ③ 介護保険事業計画サービス見込量進捗管理票（令和6年度）について（資料5）
 - ④ 令和6年度介護保険に関する苦情概要について（資料6）
 - ⑤ 国分寺市高齢者送迎サービス事業の廃止について（資料7）
 - ⑥ 令和6年度介護支援ボランティア制度の実施状況について（資料8）
 - ⑦ 令和6年度介護未経験者研修費用補助金交付事業及び介護支援専門員法定研修費用補助金交付事業の実施状況について（資料9）
 - ⑧ 令和6年度介護サービス相談員活動報告について（資料10）
 - ⑨ その他
- 4 閉会

出席者等（敬称略）

会長…… 橋本 正明
副会長…… 山口 光治
委員…… 岡部 正行、千場 薫、青木 千佳子、横田 剛一、北山 奈穂子、
鈴木 さおり、八木 亜希子、清水 桂司、前出 穎造、小川 恵一郎、
奥山 尚、加地 裕武、富井 友子
事務局…… 福祉部長（玉井）、高齢福祉課長（荒田）、計画・事業推進係長（清水）、介
護保険係長（木田）、介護保険担当係長（山田）、計画・事業推進係（野
崎・中濱）

1 開会

2 議題

① 地域密着型サービス事業所の指定について

橋本 会長… 議題1、地域密着型サービス事業所の指定について、事務局から御説明をお願いします。

木田 係長… 資料1を御覧ください。資料1は、リハビリティサービス nagomi に対しての指定更新になります。更新になりますので説明を省略させていただきます。

続きまして、資料2は新規指定になりますので説明をさせていただきます。今回の新規指定については東村山市に所在する事業所の、中央リハビリステーションエボルブになります。地域密着型通所介護事業所として指定するものになります。運営基準上の確認については、人員、設備等の基準について必要な項目に問題がないことを確認しております。

なお本事業所については東村山市が国分寺市の隣接市ではございませんので、地域密着型事業所の指定に必要な東村山市の同意を得た上で、指定するものとなります。令和7年5月1日より地域密着型通所介護事業所として指定を行っております。説明は以上となります。

橋本 会長… 御質問ございますでしょうか。よろしければ御了解をいただきたいと思います。議題については以上でございます。

3 報告

① 国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に向けた各種基礎調査について

橋本 会長… 報告事項1、国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定に向けた各種基礎調査について、御説明をお願いします。

計画・事業推進係 中濱… 国分寺市高齢者保健福祉計画・第10期国分寺市介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定に向けた各種基礎調査について、資料3の説明の前に、本日配布の資料3-2を御覧ください。

資料3-2は、第10期介護保険事業計画策定に向けた各種調査等に関する説明会資料より抜粋したものです。

1ページを御覧ください。介護保険事業計画については、3年間を1期として策定しています。計画は国の基本指針を基に作成し、計画に定める事項については介護保険法で定められています。具体的な事項につきましては、「市町村介護保険事業計画（法第117条）」の枠の中に記載があるとおりです。

2ページを御覧ください。介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージとなります。将来推計人口などの自然体推計や各種基礎調査、地域ケア会議、地域間の比較などを通して、関係者との議論を踏まえながら計画の策定を行っていくことが示されています。

3ページは、介護保険事業計画に向けた調査の実施についての説明です。〈実施いただきたい調査〉の2調査につきましては、第9期までの計画で既に実施しており、第10期も実施いたします。

〈実施を検討いただきたい調査〉として、在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査の3調査がございます。こちらにつきましては、今回より新たに実施を予定しております、事前送付資料3にあ

ります現行の7調査に組み込む形で、現在調査票案を作成中です。

4ページを御覧ください。計画の作成に向けたスケジュールです。市区町村には、12月までに「調査内容を検討し、調査を実施」すること、令和8年1月以降に「調査結果、サービス給付実績等を分析・考察」すること、3月頃に国から「第10期計画に関する基本的考え方」が示されるため、それを受け「計画に盛り込む内容を検討」することが求められています。令和8年8月頃からはサービス見込量の設定作業を開始し、最終的には令和9年4月に第10期介護保険事業計画がスタートするように、国から示されております。

前回までの介護保険運営協議会で御説明しておりますが、今年度に計画策定のための各種基礎調査を行います。次回第3回の介護保険運営協議会では、各種基礎調査の調査票について事務局案を提示し、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

事前送付資料3を御覧ください。1、各種基礎調査は、前回の介護保険運営協議会でお示ししたもの改めて一覧にしております。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をはじめとした7つの調査を行う予定で、表の一番右の「配布数」は各種基礎調査の調査票を送付する数となります。なお、こちらは現時点での想定数になりますので御了承ください。

2、各種基礎調査の調査票についてです。国からの説明会資料の一部を抜粋したものについて、先ほど御説明をしましたが、計画策定に向けた説明会資料において、計画の基本指針や調査票の内容などは前期と大幅な変更がない旨の説明がありました。つきましては、前期計画策定時に行った7調査を今回も行うことを考えております。

3、認知症施策推進計画策定に係るアンケートについては、(仮称)認知症施策推進会議で協議を行い、案を決定後に介護保険運営協議会にも御報告予定です。御報告時期は、令和8年3月の第5回を予定しております。

説明は以上になります。

- | | |
|--------------|---|
| 橋本 | 会長… 前回も話題になったかと思いますが、実施してきた調査に加えて、10期計画には厚生労働省から示された実施を検討いただきたい調査の内容を組み込んでいく予定という御説明です。何か御質問ございますか。 |
| 岡部 | 委員… 配布数が資料3に記されていますが、回答割合は、どのくらいなのでしょうか。例えば介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については3,600件配布となっていますが、それに対してどのくらいの回答があるのでしょうか。 |
| 橋本 | 会長… 前回の調査結果について、事務局よろしくお願ひします。 |
| 計画・事業推進係 中濱… | 前回調査の回収率について、1、介護予防日常生活圏域ニーズ調査につきまして、こちら有効回収率69.4パーセントとなっております。
2、在宅介護実態調査、こちらにつきましては45.2パーセント。
3、施設等利用者及び家族状況調査につきましては43.1パーセント。
4、介護保険事業者調査につきましては51.5パーセント。
5、介護支援専門員調査につきましては79.5パーセント。
6、介護職員等調査につきましては39.9パーセント。
7、住宅型有料老人ホームサービスつき高齢者向け住宅調査につきましては44.4パーセント。全体を通して、60.1パーセントという結果になっております。 |
| 岡部 | 委員… 60.1パーセントは、いい回答率かなという気はしますが、事務局としてはどのようにお考えですか。もう少し上げるべきなのでしょうか。 |

計画・事業推進係 中濱… 6割という結果なので、ある程度の回収はできているという認識ではあります。ただ、回答率が高いもので79.5パーセント、低いもので39.9パーセントという結果ですが、39.9パーセントは介護職員等調査になりますので、事業所に積極的に呼びかけていきまして、この辺りの回収率は更に上げていきたいと考えております。

橋本 会長… よろしいですか。その他御質問ございますか。

千場 委員… アンケートについて、第9期計画書に掲載の質問項目、結果を拝見しました。結果としては、非常に一般的な結果であり、例えば介護職員の負担感や人材不足という全国で問題と言われていることは、大体アンケート結果にも出ていました。その結果は頷ける内容でしたが、質問項目が、非常に一般的で、国分寺市独自の問題は見えなかったという印象です。

1の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、2の在宅介護実態調査は、国が調査項目を提示するということですので、行政としてもそれに従った方針で実施すると思うのですが、3から7について、もう少し問題を掘り下げられるようなアンケートができたらいいなという要望です。できあがった調査票を見せられた時に、私たちとしては、抜本的に変えるとは言いにくいので、調査票作成前の今の時点で、国分寺市独自の問題がえぐり出せるようなアンケートができたらいいなという要望をお伝えします。

橋本 会長… 調査票ができた後に、介護保険運営協議会で検討する機会がございますので、その折にまた御発言をいただければと思いますが、大変重要な御指摘でした。事務局から何か付け加えることございますか。

計画・事業推進係 中濱… 前回の計画策定時にも同様の御意見をいただいたかと思います。設問が増えてしましますと回答者様の回答の負担が多くなってしまうので、設問は、ある程度精査していきたいというふうには考えております。会長にも御発言いただきましたが、調査票に関する御意見は、次回の協議会のときにぜひいただければと思います。よろしくお願ひします。

橋本 会長… その他に何か御意見、御質問よろしいですか。計画策定に向けて順を追って進めていく形です。介護保険自体が3年に一度改定ということで、それに合わせていいろいろなことが進んでいるということです。

② 令和6年度介護保険事業決算報告について

橋本 会長… 報告事項2、令和6年度の介護保険事業決算報告について、御報告をお願いします。

荒田 課長… 資料4を御覧ください。

令和6年度介護保険特別会計歳入歳出決算状況について説明いたします。こちらの資料、ボリュームがございますのでポイントを絞って説明させていただきます。

1ページを御覧ください。こちらが特別会計の決算概要です。表の上段、四角の囲み線の決算額、こちらが令和6年度の決算額で、歳入が約100億円。歳出が約96億円となっております。下の表につきましては予算科目ごとの内訳でございます。

続きまして9ページを御覧ください。こちらは前年度決算との比較の資料となっております。左の表の1、介護保険料につきましては、対前年度比5.7パーセント増。こちらは65歳以上の第1号被保険者の方が納める介護保険料となります。被保険者数の増が主な要因と考えております。

7、財産収入からの増減率が高くなっていますが、こちらは基金の運用利子が上がったことによるものでございます。

11 諸収入の増につきましては、不正利得の徴収金によるものとなっております。歳入の合計では 4.3 パーセント増となっております。右の歳出の一番上、1 総務費につきましては、対前年度比 9.6 パーセントの増。こちらは人件費及びシステムの入れ替えに伴う委託料の増によるものです。2 保険給付費におきましては、対前年度比 3.7 パーセントの増。5 地域支援事業費につきましては、対前年度比 6.0 パーセントの増。その下の 6 基金積立金につきましては、対前年度比 10.3 パーセントの減。歳出の合計では 3.7 パーセントの増となっております。歳入歳出の差引額につきましては、ページ右下の表にあります通り、3 億 6,620 万 4,598 円となっており、こちらの金額につきましては、令和 7 年度に精算を行う予定となっております。

10 ページを御覧ください。右上の表（2）決算剰余金につきましては、先ほどお話しました歳入歳出、差引額と同じ金額が前年度繰越金という形で記載されております。介護保険につきましては、給付費に対する財源の割合が決められておりまして、保険料と公費であります国、東京都、市町村のそれぞれが負担します。

決算の最後に各財源の超過分につきましては、返還するという形になっております。返還する額の具体的な金額につきましては、下の表にございます通り、国へ約 9,600 万円、東京都へ約 490 万円、市が約 7,200 万円。

その下の支払基金は 40 歳から 64 歳の方が収める介護保険料ですが、こちらの超過分が約 1,400 万円となっておりますので、これらをそれぞれに返還するという形となっております。この表の一番上にあります介護保険料、こちらは第 1 号被保険者、65 歳以上の方が収める介護保険料でございますが、こちらにつきましては、介護保険費、準備基金という基金に積み立てを行うことになります。保険料の財源の過不足があった場合には、基金からの出し入れによって財源を調整するというような仕組みとなっております。先ほど申しました国等の負担率につきましては、10 ページの下の表を御覧いただければと思います。例えば国の負担率につきましては、介護給付費のうち、施設分は 15 パーセント。その他分、こちらは在宅を含めたサービスで 20 パーセントとなっております。負担割合により定めた負担額を超過した分につきまして返還をするということになります。

次の 11 ページは、介護給付費とは別に地域支援事業費というものがあり、これらの精算額となっておりまして、同様にそれぞれの負担割合を超えた分を返還するという形になります。

次に 13 ページを御覧ください。こちらは介護給付費準備基金の状況でございます。先ほどお話しましたように 65 歳以上の方が収めた介護保険料の決算剰余金について、基金に積み立てを行っているという状況の表となります。表の右端、年度末現在高の一番下、令和 6 年度末の時点で 13 億 3,094 万 2,000 円の基金残高となっております。令和 6 年度の取崩の額が大きくなっていますが、現在第 9 期の 3 か年におきましては、この基金の約半分を取り崩すことにより保険料の基準額を第 8 期から据え置きをして、保険料を上げないという対応で計画をしております。

14 ページを御覧ください。こちらは介護給付費の状況です。令和 6 年度につきましては、前年度比で見ますと、全体的に微増という状況でございます。

次の 15 ページは、要支援者に対するサービスの状況となっておりま

す。こちらも傾向としては同様で、全体として微増というような傾向です。

17 ページ、18 ページは令和 6 年度の事業計画の数値と実績値との比較となっております。おおむね事業計画の数値と近い実績値となっております。

次の 19 ページは、要介護認定の申請の受付数、認定調査件数で、令和 5 年度と比べますと、令和 6 年度につきましては申請件数が減っております。特に更新申請の件数が減っておりますが、こちらは、更新認定の有効期間というものが、平成 30 年度には、それまで最長 24 か月であったものが 36 ヶ月になりましたし、また令和 3 年度にはさらに最長が 48 ヶ月となりましたので、更新のサイクルが、かなり長くなつたということもありまして、その影響で申請件数が下がつたものと考えております。21 ページ以降、こちらについては給付実績の分析データを載せておりますので、後程御覧いただけたらと思います。

23 ページをお開きください。こちらは市が独自に実施する市町村特別給付でございます。

(4) の送迎サービスにつきましては、市内を送迎のエリア外としているサービス等利用した場合について、こちらの送迎サービスを利用できるものとして実施してきたものですが、後程別に説明いたしますが、昨年 11 月にこの指定事業者が、送迎サービス事業を廃止したということもありまして、昨年の 10 月を最後に利用者がいない状況となっており、今後事業の廃止を予定しております。詳しくは後で御説明させていただきます。

(5) の緊急ショートステイサービスにつきましては、緊急時の受け入れができる体制ということで、市町村特別給付で、サービスを実施しているものとなります。

次に、24 ページは第 1 号被保険者数の推移。

次の 25 ページは第 2 号被保険者数の推移となっておりますので、御確認ください。

26 ページからは介護保険料の徴収状況の表となっております。この表の上の段、特別徴収につきましては、年金からの天引きによる徴収をしておりまして徴収率が 100 パーセントとなっております。2 段目の普通徴収につきましては、納付書の口座振替による徴収となっております。こちらの令和 6 年度の徴収率は、95.5 パーセント。前年度が 95.1 パーセントでしたので、前年度比で 0.4 ポイント上がつてあるという状況です。保険料全体としましては、令和 6 年度は 99.3 パーセントとなっております。前年度も 99.3 パーセントでしたので、あまり変わらない状況となつております。

普通徴収の徴収率は上がっておりますが、普通徴収の額も前年度に比べて増えておりますので、保険料全体の徴収額といたしましては、前年度とあまり変わらない結果となっております。表の表記上では、数字を切り捨てておりますので、同じになつていますが、細かい数字でいうと徴収率は、少しですが上がつてある状況になつております。

27 ページです。こちらの納付方法や還付の状況、また、保険料の時効を迎えた件数である不納欠損等の記載がございます。

28 ページが低所得者対策の状況で、次の 29 ページの（2）保険料の減免状況につきましては、住宅火災の被災者、生活困窮者に対して保険料の減免を行つてあるということで状況を記載しております。

30 ページにつきましては、利用料の減免状況となっておりますので、

そちらも御覧をいただければと思います。

最後の 31 ページ、こちらは介護予防・日常生活支援総合事業で、要支援の方に対する訪問や通所サービスについて、こちらの総合事業で対応しているものでございます。令和 6 年度の給付費の総額が 2 億 333 万 5,852 円となっております。資料にはございませんが、令和 5 年度の実績が 1 億 8,334 万円ですので、前年度比で 10.9 パーセントの増となつてている状況でございます。決算状況についての説明は以上でございます。

- 橋本 会長… ありがとうございました。かなり細かい数字が出ているわけあります。ポイントのところの御説明いただきました。介護保険事業費の 100 億の事業の全体像が、浮かび上がっていくわけであります。何か御質問があれば、いただきたいと思います。
- 北山 委員… 23 ページの緊急ショートステイの実績がゼロですが、これはショートステイの希望がなかったのか、あたたけれども該当しなかったのか。その辺が分かれば御説明をお願いします。
- 橋本 会長… 緊急ショートステイの利用がなかったということですが事務局いかがでしょうか。
- 木田 係長… こちらについては何件か御相談はいただいたと記憶しておりますが、通常の介護保険のショートステイを利用するというような形で対応できたために、利用自体はございませんでした。
- 橋本 会長… 相談はあったけれども他のサービスで吸収できたということです。この緊急ショートステイは介護認定を受けた方が対象ですか、それとも受けなくとも利用できますか。
- 木田 係長… こちらの緊急ショートステイについては、介護保険の認定を受けている方が対象になります。
- 橋本 会長… 認定を受けているということなので、緊急ショートステイ以外のサービスも利用できているということですね。
- 木田 係長… はい。
- 橋本 会長… その他御質問ございますか。
- 前出 委員… 同じ緊急ショートステイのことで、利用人数がいなかつたという話ですが、ベッドの確保費は発生しているという考え方ですか。
- 木田 係長… 御指摘の通り、利用がなくても緊急時に入れるように確保費という形で、一床を確保しています。
- 橋本 会長… 事業内容でも、決算額のことでもその他いかがでしょう。データとして本当に細かいところまで出していただいているので、御確認いただいて、御質問等あれば事務局の方にしていただければと思います。普通徴収も、それなりに安定して徴収されているということです。それでは御報告を頂戴したということにさせていただきます。

③ 介護保険事業計画サービス見込量進捗管理票（令和 6 年度）について

- 橋本 会長… それでは 3 番目の介護保険事業計画サービス見込量進捗管理票についてということで、御説明よろしくお願いします。
- 木田 係長… 介護保険事業計画の各サービスの実績について、多少先ほどの決算資料と重なるところもございますが、御報告をさせていただきます。
- 資料 5 の 1 ページを御覧ください。まず令和 6 年度の認定者数につきましては、計画値が 6,202 人に対しまして実績値が 6,193 人、ほぼ計画通りの数字となっております。介護サービスの受給者数につきましては、居宅サービスが毎月 3,200 人前後、地域密着型サービスが毎月 750 人前後、施設サービスが毎月 580 人前後となっております。介護

予防サービスの受給者数につきましては、居宅サービスが毎月 680 人前後、地域密着型サービスが毎月 2 人程度となっております。

資料 2 ページ目以降が令和 4 年度から 6 年度のサービス種類別の給付実績になっております。こちらは、令和 6 年度の実績値と計画値に 10 パーセント以上差異がある項目については右側の説明欄に、コメントを記載しています。私からは、この場では全体的な傾向について説明させていただきます。4 ページ上段までの（1）介護サービス給付費、それから次の 4 ページ下段から 5 ページにかけて（2）介護予防サービス給付費については、全体といたしまして、令和 4 年度から 6 年度にかけて徐々に増加をしているという状態にございます。6 ページ上段の

（3）その他の給付費につきましては、こちらは主に利用者負担軽減の給付になります。こちらについても令和 4 年度から 6 年度にかけて増加をしている状況でございます。6 ページ中段の（4）地域支援事業費につきましても令和 4 年度から 6 年度にかけて増加をしています。それから 6 ページ下段の（5）、市町村特別給付費の高齢者送迎サービス費につきましては、令和 4 年度から 6 年度にかけて減少しているという状態でございます。それから緊急ショートステイサービス費については、令和 4 年度から 6 年度にかけては横ばいの状況になります。簡単ではございますが報告は以上となります。

- 橋本 会長… 進捗状況でありますか。何か御質問ございますか。
- 岡部 委員… 令和 7 年度第 1 回に配布された資料 5 の 4 協議会のスケジュール（令和 7 年度）を見ると、第 2 回の主な活動内容欄に、今お話をされていた介護保険事業計画サービス見込量進捗管理については記載がなかったのですが、それは単に漏れていたのでしょうか。
- 計画・事業推進係 中濱… 主な報告事項ということで記載させていただいております。すべての報告事項については記載ができておりませんので、今後も、この中にはなにけれども御報告させていただく事項が出てくるかと思います。
- 橋本 会長… 予定は主な項目だったということです。よろしいですか。
- 岡部 委員… はい、納得しました。
- 橋本 会長… その他、よろしいですかね。順調に事業は進捗しているという印象であります。

④ 令和 6 年度介護保険に関する苦情概要について

- 橋本 会長… それでは 4 番目の報告事項、令和 6 年度介護保険に関する苦情概要について、事務局から説明をお願いします。
- 木田 係長… 令和 6 年度介護保険に関する苦情概要について説明させていただきます。資料 6 を御覧ください。まず左上の年度別苦情受付件数の推移につきましては、令和 6 年度が 17 件となっております。5 年度からは少し増えたという状況でございます。右上の苦情受付件数の月別推移については年度の後半にやや多かったという状況でした。それから申立人の分類につきましては、17 件中 12 件が御家族からの苦情という形になっております。苦情内容等の分類については、17 件中のうち、12 件がサービス提供・保険給付に関する事項になっております。

2 ページ目以降は、主な苦情の概要を載せておりますので、御参照ください。こちらは概要を記載したものになりますので、似たような内容の苦情に関してはまとめて表記しています。また利用者については、市外の事業所も利用されていますので、市内と市外の事業所を合わせた苦情の内容となっております。簡単ではございますが報告は以上となります。

- す。
- 橋本 会長… 全体で昨年度 17 件の苦情が市の方に寄せられまして、内容についての御説明でした。何か御質問ございますか。
- 奥山 委員… 大体は傾聴で対応しているということですが、下から 3 番目の虐待通報については大きな問題かなと思います。これは、その後どうなったのか、通報しておしまいなのでしょうか。分かれば教えてください。
- 橋本 会長… 虐待についての後の処理についてよろしくお願ひします。
- 木田 係長… 内容にもよりますが、通報として取り扱うケースは、基本的には施設に調査に入って事実の確認を行い、必要に応じて、施設に改善の報告を求めるというような対応を行っております。
- 橋本 会長… こちらは市の方に対応する委員会がありますので、簡単に御説明をいただきます。
- 清水 係長… 施設虐待の調査委員会がございます。通報があった案件について、調査等を行い、事業者に対して結果を通知して、対応をするという委員会です。こちらは、府内の職員で構成されている委員会となります。
- 橋本 会長… 大体年間でどのくらいの件数ですか。障害と高齢で一緒に記憶しているのですが。
- 清水 係長… 虐待のネットワークの会議もございまして、そちらは障害福祉課と一緒にに行っている関係者会議というのがありますが、先ほど御説明した虐待の調査委員会とは別の組織で、そちらは通報の処理をするというものです。調査委員会は、施設を対象にしているのですが、在宅の虐待案件については、ネットワーク会議を年に数回行って対応しております。
- 橋本 会長… そうすると、これは施設の虐待通報のことですね。
- 清水 係長… はい。
- 橋本 会長… 非常に丁寧に、体制もとて対応されていると理解しています。その他、苦情について、御質問よろしいでしょうか。17 件が多いか少ないかというの分かりませんが、利用者数は 600 程度という数字の上のことですから全体的には、そういうことではないかなと思います。
- 山口 副会長… 後の報告事項にある介護サービス相談員事業も絡めての質問にもなりますが、相談員が訪問されている事業所での苦情を、擦り合わせていく動きというのはされているのでしょうか。苦情が上がってきた事業所に、相談員も訪問していた場合、相談員から上がってくる報告書と苦情等を突き合わせながら、確認をされているようなことはあるのでしょうか。他の自治体にそういうこともされているというところがあったので、国分寺市の状況をお聞きしたいと思いました。
- 清水 係長… 介護サービス相談員事業で、相談員の方から様々、苦情等の報告も上げていただいております。苦情の内容も含めて課内、関係機関に回覧、共有をしています。その中で、苦情内容と報告内容の整合性、関連するところに関しては、内部で確認しながら進めていますが、今後さらに連携しながらしていくことが必要だと感じておりますので、再度確認していきたいと思っております。
- 橋本 会長… ありがとうございました。それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

⑤ 国分寺市高齢者送迎サービス事業の廃止について

- 橋本 会長… それでは続いて、先ほどから話題が出ておりました市の独自事業であります国分寺市高齢者送迎サービス事業の廃止についてということで、御

- 説明お願いいたします。
- 木田 係長… 高齢者送迎サービス事業の廃止について説明いたします。資料7を御覧ください。
- まず事業の概要を記載しております。介護保険法の市町村特別給付として、介護保険サービス事業所への通所等の送迎にかかる費用を給付するために、平成14年から行ってきた事業となっております。当事業については、事業開始当時、介護サービス基盤が不足していた状況を補うために、当初送迎対象としていない隣接市の事業所を利用する際の受け皿として送迎を行ってきたというものになります。事業開始から23年経過する中で市内の介護サービス基盤が充実してきまして、通所系サービスの送迎については基本報酬に組み込まれるような報酬体系となったこともございました、利用実績は近年低下をしてきていました。
- 当事業の指定事業者は2社ですが、1社については令和2年度から実績がなく、もう1社について、令和6年11月に送迎事業を廃止されたことに伴いまして、既存の利用者については、介護保険サービス事業所による送迎等への移行が済んでおります。市内の介護サービス基盤整備の充実、それから送迎が基本報酬に組み込まれる報酬体系となったことなどから、事業の役割を一定終えたものとして当事業を廃止するものになります。廃止については条例等の改正が必要になりますので、9月の第3回定例会に上程する予定になっております。議会でお認めいただければ廃止ということを予定しております。簡単ではございますが報告は以上となります。
- 橋本 会長… 介護保険をスタートする際に必要と判断し、市の事業としてスタートしましたが、御説明の通り、介護事業の報酬体系に組み込まれ、サービス自体が充実してきたという中で、利用者も減少し、廃止の方向にしたということです。利用者の方も、事業所の送迎サービスを利用するということで吸収ができているわけですね。
- 木田 係長… はい、今まで利用されていた方についてはすべて移行が済んでいます。
- 橋本 会長… 利用者の方に御迷惑を掛けるということはないようです。よろしいでしょうか。これも御報告いただいたということにさせていただきます。

⑥ 令和6年度介護支援ボランティア制度の実施状況について

- 橋本 会長… 続いて6番目、令和6年度の介護支援ボランティア制度の実施状況についての御説明お願いいたします。
- 清水 係長… 令和6年度介護支援ボランティア制度の実施状況につきまして御報告します。資料8を御覧ください。
- 1の介護支援ボランティア制度の概要にあります通り、介護支援ボランティア制度は、高齢者の介護支援ボランティア活動を通して地域貢献をすることによって、高齢者自身も地域の中で元気に過ごしていただくことを目的としております。対象者は、第1号被保険者65歳以上の方といたします。（3）ポイント換金につきましては、介護支援ボランティアの方にはそれぞれ手帳交付をしまして、介護保険施設等で実際に活動をしていただく時に、1時間程度の活動に対してスタンプ1個を押されるというものです。こちらのスタンプ数に応じてポイントが付与されて、1ポイントにつき100円で換金ができるという制度となっております。2介護支援ボランティア登録者数ですけれども、昨年度新たに77人の方にご登録をいただきまして令和6年度末の登録者数は113人となっております。
- 3の活動実績です。現在34の施設にご登録をいただいておりまして、

活動回数については 1,964 回となりました。登録者数が増加したことによって、活動回数も増加しております。4 の「ポイント換金実績」です。昨年度は 50 人の方がポイント換金を行って、合計で 10 万 7,700 円の交付となりました。御報告は以上です。

- 橋本 会長… 何か御質問ございますか。積極的な事業活動で、それなりの実績を上げて利用されている。ポイントが換金できているということでした。活動が約 2,000 回ですからそれなりに良い活動になっていますね。何か御質問ありますか。よろしゅうございますか。民生委員の前出委員、介護支援ボランティアについて地域で話題になるようなことはございませんか。
- 前出 委員… 介護支援ボランティアについては、現状では特にありません。
- 橋本 会長… 社会福祉協議会の事業にもなりますが、非常に良いと思います。御質問よろしいですかね。それでは、こういう活動の実績報告があったということで御理解いただければと存じます。

⑦ 令和 6 年度介護未経験者研修費用補助金交付事業及び介護支援専門員法定研修費用補助金交付事業の実施状況について

- 橋本 会長… それでは続いて 7 番目、令和 6 年度介護未経験者研修費用補助金交付事業及び介護支援専門員法定研修費用補助金交付事業の実施状況についてということで、御説明よろしくお願ひいたします。
- 計画・事業推進係 中濱… 令和 6 年度介護未経験者研修費用補助金交付事業について御報告します。資料 9 を御覧ください。1、概要の（1）目的に記載のある通り、主に介護の仕事について未経験の方を対象に市内事業所で就労するにあたって、研修の費用を補助して介護人材の確保を図る事業になります。（2）対象となる研修については、介護職員初任者研修と生活援助従事者研修の 2 種類となっていて、どちらも介護に関する資格の入門編のような研修になっています。（3）対象者です。研修を受講してから 3 ヶ月以内に市内の事業所に就業し、かつ 3 ヶ月以上継続して働いていらっしゃる方が対象になります。（4）補助金上限額は 6 万 6,000 円です。続いて 2、交付実績です。年度によりばらつきがありますが、昨年度は令和 5 年度令和 4 年度より若干増加し、7 人に合計 32 万 9,000 円の交付を行いました。補助金を申請された方は全員初任者研修を受講されておりまして、生活援助従事者研修で申請をされた方はいらっしゃいませんでした。なお、こちらの事業については、東京都から 4 分の 3 の補助を受けて実施しています。続いて、介護支援専門員法定研修費用補助金交付事業の実施状況についても御報告します。こちらの事業は令和 6 年度から開始いたしました。1、概要の（1）目的に記載のある通り、市内に勤務する介護支援専門員の確保及び定着のため、介護支援専門員の法定研修受講料を負担する市内事業所に対し、受講料の 4 分の 1 を補助します。また、都が令和 6 年度から同様に 4 分の 3 補助の事業を開始しております。（2）対象となる研修については記載の通りです。（3）対象は対象職員に関わる補助対象経費を負担した市内事業所を運営する法人となります。（4）補助金上限額は記載の通りです。続いて 2、交付実績です。令和 6 年度は 19 事業所 30 件の交付を行い、交付額は 20 万 5,400 円でした。令和 6 年度介護未経験者研修費用補助金交付事業及び介護支援専門員法定研修費用補助金交付事業の実施状況について御報告は以上となります。

- 橋本 会長… 初任者研修を受講し令和 6 年度は 7 人就職したということですね。それからケアマネジャーの複数の研修について、補助金を 20 万円交付という

	<p>ことで、実績を上げているということです。介護人材の確保ということが大きなテーマですので、そういう意味ではもっとこれから拡充していくといいなと思います。何か御意見、御感想ございましたらお願ひします。</p> <p>介護人材の確保が難しい現状ですが、事業者の代表で出席いただいている北山委員、先ほども御発言いただきましたが、この辺についても何か、御感想や御意見ございますか。</p>
北山	<p>委員… 未経験の方に就職していただくことはとても大変で、未経験の方も事業所もハードルが高いと感じます。現場としてはどうしても即戦力を求めているということはありますが、いろいろな経験をされた方が介護事業に携わってくださるというのは非常にいいなとも思います。こういった補助金は、私も事業所あてのメール等で拝見しているので、ぜひ機会があれば対象者に紹介する等して活用したいと思っております。</p>
橋本 鈴木	<p>会長… ありがとうございます。続いて鈴木委員も御発言いただけますか。</p> <p>委員… 補助金は大変ありがたく、研修費を負担することで、人材確保ができるいいなと思います。介護福祉士の取得でもまたお金がかかるのでこちらも市からの補助が出るようになったらありがたいなと思います。</p>
橋本 ハ木	<p>会長… ハ木委員も御意見ございますか。</p> <p>委員… こちらの補助金交付実績を拝見して、介護職員初任者研修には毎年対象者がいますが、生活援助従事者研がずっと実績〇という結果です。在宅における高齢の方がかなり増えているという現状を鑑みると、訪問介護に従事するヘルパーの育成も重要視していかなければいけないと強く思います。実際、サービス利用者よりも訪問されているヘルパーの方が高齢というケースもあり、高齢の方たちが在宅の高齢者を支えているというところの現状も考えると、両方の研修の受講者を増やしていくことが重要で、そのための取り組みが必要だと思いました。以上です。</p>
橋本 清水	<p>会長… ありがとうございます。清水委員どうぞ。</p> <p>委員… 研修費用の補助については、市内の事業所に就業している方が対象ということですが、例えば市内在住の方、市内在学中の方等、もっと対象者を拡大して尚且つ補助金の上限額も、通信等の高額な研修を受講した際にも自己負担額がないように補助額を引き上げることができたらよいと思います。介護人材の確保・育成というのはもう待ったなしの状況なので、今の人材だけではなく、もっと先の10年20年、50年先を見据えて取り組んで欲しいと思います。</p> <p>ケアマネジャーの研修費用補助事業について、私も更新の際にお世話になると思いますし、ケアマネジャーとしては大変助かります。資格取得時の費用に加えて、更新研修が定期的について回るのが特徴的なケアマネジャーの資格ですが、その研修自体についていろいろと話題になりますよね。更新研修の手間や費用を嫌がる方もいますし、処遇改善の対象が介護職であってケアマネジャーは対象外ということで、ケアマネジャーという職から離れていく人の増加を防ぐためにも、とても有効だと思います。いずれにしても、人材確保のためには、投資を次々とすべきだなと思います。</p>
橋本	<p>会長… 介護人材関連の資格は複数ありますが、資格取得、更新等の費用負担があります。個人が負担する場合もあれば、事業所が負担する場合もあり、また都の補助の仕組みもありますし、いろいろ御意見も出たように、介護人材の確保については先も見越して、資格取得に関する補助も含めて検討することが求められるなど感じています。介護人材については非常に厳しい状況ですので、この場もですが、御意見や御希望があり</p>

ましたら、ぜひ事務局の方に、声を届けていただければと思います。行政としても何とかして人材確保したいという思いを強く持っている。ただ、どのような施策を打つか検討することは、簡単なことでないと思いますので、現場にいる皆様から提案をしていただけするとありがたいなと思います。来期、今年度は研修受講者数が増えていって実績が繋がっていくといいなという印象を持ちながらお話を伺いました。ありがとうございました。

⑧ 令和6年度介護サービス相談員活動報告について

橋本 会長… それでは、8番目の令和6年度の介護サービス相談員活動報告についてということで、御説明お願ひします。

清水 係長… 令和6年度の介護サービス相談員活動報告について御報告をいたします。資料10を御覧ください。1の介護サービス相談員派遣事業の目的につきましては、介護サービスの利用者の疑問や不満等を受け付けまして、介護サービスの事業者や市との橋渡しをすることで、市内の介護サービスの質的向上に資することを目的としております。

具体的には、訪問施設を1ヶ月に1度相談員がペアで訪問しまして、利用者から直接話を伺ったり、施設の中を見回したりすることで気づきを得るものとなります。その内容につきまして、報告書にて御報告をいただいて、それを各施設にフィードバックするという活動を行っております。実施の根拠につきましては、資料に記載の通りとなります。3の介護サービス相談員の数につきましては、令和6年度末で15人となっております。4の訪問施設につきましても、資料に記載の通りとなっております。5の令和6年度活動状況です。訪問は先ほど御説明をした通り、2人一組のペアで1施設当たり1ヶ月に1回の活動を行っております。施設の訪問回数と訪問した介護サービス相談員の延べ人数は資料に記載の通りです。順次訪問を再開しております、今後さらに施設と協議を行いながら訪問活動を継続していきたいと考えております。御報告は以上となります。

橋本 会長… これもコロナで大変難しかったのですが、いよいよ再開して、それなりの実績を上げています。相談員会議を年6回開催された際には、どのようなことが話題になったかをお話いただければと思います。

清水 係長… 相談員会議の中で、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、各施設での活動は再開しておりますが、コロナ禍に職員が代わられて、介護サービス相談員の活動についてまだ慣れていない、把握しきっていないという方がいらっしゃるので、初めて相談員を受け入れる職員の方への周知についての話がありました。また、相談員の方が各施設への訪問の中で気づいたことや、施設の状況等を共有しています。今後さらに訪問施設、訪問活動を増やしていくことが必要ではないか。そういう意見等を伺っています。

橋本 会長… 現在、何人の方が活動されていらっしゃいますか。現状の実働人員は。

清水 係長… 令和6年度末は15人ですが、令和7年度に新規で4人の方の委嘱をしております。更新をされなかった方もいらっしゃるので、現在17人となっております。

橋本 会長… こちらもいい事業だと思っております。他に御質問ございませんか。では、御報告事項については以上8点の御報告をいただきました。

⑨ その他

- 橋本 会長… 全体を通して御感想、御意見ございましたらどうぞ。
- 干場 委員… 先ほどの介護支援専門員法定研修費用補助金ですが、30件で20万5,400円ということですが、もっと補助率を増やしてもよいのではと思いました。
- 橋本 会長… 利用者を増やし、事業の充実を期待したいということですね。その他何か御発言ございますか。それでは事務局方から次回の予定等よろしくお願ひいたします。
- 計画・事業推進係 中濱… 干場委員から御意見いただきました介護支援専門員の法定研修費補助に関するお問い合わせで、東京都の補助がございまして、4分の3を東京都、4分の1を国分寺市が補助するという事業ですので、介護支援専門員の方、また勤務先事業者の負担はございません。金額は少なく見えますが、都と市の補助を合わせると全額補助できていることを補足させていただきます。
- （事務連絡のため省略。）
- 橋本 会長… それでは今年度第2回国分寺市介護保険運営協議会を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。